

「令和 8 年度小中学校印刷機賃貸借契約」に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、同令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度小中学校印刷機賃貸借契約
- (2) 業 務 内 容 別紙「令和 8 年度小中学校印刷機賃貸借契約仕様書」のとおり
- (3) 履 行 場 所 那覇市立小中学校 19 校 (小学校 13 校、中学校 6 校)
- (4) 履 行 期 間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日まで (60 月)
- (5) 最低制限価格 設定しない
- (6) 特記事項 本件入札に係る契約について、次に掲げる事項を明示する。
 - ア 当該契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条第 1 号の規定に基づく長期継続契約であること。
 - イ 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - ウ 予算の減額又は削除により契約の変更又は解除を行う場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 本市法制契約課が管理する「令和 8・9 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」の業種 1 希望業種で「01 事務機・用紙類・文具類・OA 機器」に登録されており、かつ業種 2・3 希望業種で「25 通信機械器具類」又は「26 視聴覚教材類」、又は「28 リース業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (5) 那覇市内に本店又は支店等を有していること。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

- ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ）でないこと。
- イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 契約条項を示す場所 本市ホームページに掲載

4 本件に関する質問・回答

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、「12 問い合わせ先」の学務課宛てメール又はFAXにて提出すること。

※提出する際は、件名を「入札に関する質問について（令和8年度小中学校印刷機賃貸借契約）」とし、提出後、必ず確認の電話をすること。

(1) 提出期限：令和8年6月12日（金）正午

(2) 回答方法：令和8年6月15日（月）午後5時までに本市ホームページに掲載する。

※ 質問の提出がない場合は、本市ホームページへの掲載は行わない。

5 入札参加申請方法

(1) 本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア（様式1）入札参加申請書

イ 応札物品確認明細書（※ 仕様が確認できるカタログ等の写しを添付すること。）

ウ 提携予定リース会社の報告書

※ リース会社は本市の入札参加資格者登録を受けた業者とする。2者契約の場合は提出不要

(2) 提出期限：令和8年6月17日（水）午後5時

※ 期限までに提出しない者は、入札に参加することができません。

(3) 提出方法

「12 問い合わせ先」の学務課へ直接持参又はメール、FAXにて提出すること。メール・FAXで提出する場合は、送信後必ず確認の電話をし、原本は入札時に提出すること。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時：令和8年6月19日（金）午後2時

(2) 場 所：那覇市役所 11階 1101AB会議室

(3) 入札時提出書類

ア 入札書（本市様式）

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

8 契約保証金

那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (7) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (9) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (10) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

11 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書、契約書（案）、入札心得等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期となる場合がある。延期後の日時は、追って本市ホームページへ掲載する。

12 問い合わせ先

那覇市教育委員会 学務課 振興グループ（担当：久手堅）

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（那覇市役所 11階）

電話：098-917-3505 FAX：098-917-3380（平日午前9時から午後5時 ※ただし、正午から午後1時を除く） Eメール：E-G-GAKU001@city.naha.lg.jp